

＜大館市ひとり親家庭自立支援給付金事業＞ 自立支援教育給付金のご案内

ひとり親家庭の父または母が就職に有利な資格や技能を修得するために、大館市の指定を受けて教育訓練の講座を受講した場合、その経費の一部を支給します。

1. 対象者

大館市にお住まいの20歳未満の子を養育するひとり親家庭の母または父で、次の①～③のすべてに該当すること

- ① 児童扶養手当の受給者または同様の所得水準にあること
- ② 該当講座の受講が適職に就くために必要と認められること
- ③ 過去に自立支援教育給付金を受給していないこと



2. 対象資格

- ① 雇用保険法による指定教育訓練講座など
※対象講座はハローワークで『厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧』を閲覧していただくか、厚生労働省ホームページ「教育訓練講座検索システム」<http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku>で検索してください。
- ② 市長が地域の実情に応じて対象とする講座

！講座の受講開始前に市から受講講座の指定を受ける必要があります！
必ず受講開始前にご相談ください。（講座への申込み前に一度ご相談ください。）

3. 支給額

講座受講のために、本人が支払った受講費用（入学料及び授業料）のうち、それぞれ次の金額を支給します。（※受講にあたって必須でない訓練に要する費用、補講費用は対象外です。）

- (1) 受講開始日において、雇用保険制度の教育訓練給付の支給を受けることができないかた
→受講費の60%に相当する額（※支給限度額20万円）。
ただし、60%相当額が12,000円以下の場合には支給されません。
- (2) 受講開始日において、雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができるかた
→受講費の60%に相当する額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
(※支給限度額20万円)
ただし、差し引いた額が12,000円以下の場合には支給されません。

※専門資格の取得を目的として、雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講するかたは、修学年数に20万円を乗じた額を限度とします。（※支給限度額80万円）

4. 問い合わせ、申請先

大館市福祉事務所 子ども課 児童相談係
〒017-0897 大館市字三ノ丸103番地4
電話 0186-43-7054（直通）

